

労働者支援事務所について

労働者支援事務所は、県内4か所に設置されており、次のような仕事をしています。お気軽にご利用ください。（場所・問い合わせ先 →P 8 2 参照）

<労働問題の解決に向けて>

○労使関係の安定促進

労働者と使用者の間で発生する紛争の未然防止や早期解決のために、労使双方に対して助言・指導をしています。

○労働相談

労働者、使用者及び県民の方に対して、各種の労働問題（賃金未払、解雇、セクハラ、パワハラなど）に関する労働相談を行っています。労使間での自主的な解決が困難な場合は、労働者支援事務所が労使の間に入り、解決のための調整（あっせん）も行っています。

さらに、専門的知見に基づく判断を要する事案等については、労働委員会の委員によるあっせんを行うこととし、個別的労使紛争の早期解決の支援を行っています。

○労働組合結成への情報提供

労働組合結成と運営のための助言を行っています。また、使用者に対しても労働組合法などの情報提供を行っています。

○各資料の提供

各種の労働情報を収集し、資料提供を行っています。

<子育て女性就職支援に向けて（子育て女性就職支援センター）>

○就職相談、情報提供

就業を希望する子育て中の女性に対し、就職相談、個別の相談、就職に関する資格や講座、保育施設等の情報提供を行っています。

○求人開拓・就職あっせん

子育て中の女性が働きやすい企業の求人を開拓し、求職者と求人企業とのマッチングを行います。面接にも同行し、面接に向けた具体的なアドバイスを行っています。

○就職サポートセミナー

子育て等による離職期間のブランクの克服や意識向上を図り、効果的な就職活動のための講座を実施しています。

<働く人の福祉向上に向けて>

中小企業退職金共済制度の加入促進、中小企業従業員生活資金制度の周知を行っています。また、永年働いてこられた方の労に報いるために、知事表彰や知事感謝状等の手続きを行っています。